

## 立地誘導促進施設協定（通称：commons協定）制度

上越市における立地誘導促進施設協定の制度概要は、以下のとおりです。

### 立地誘導促進施設協定

制度概要	低未利用地等を活用した、地域の利便増進に寄与する施設の整備を促進するため、土地所有者等が全員の合意により、立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理する協定を締結することができます（所有者等が変わっても協定の効力は承継されます）。
対象区域	居住誘導区域又は都市機能誘導区域内
対象者	一団の土地の所有者及び借地権等を有する者
立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理	それぞれの地域において必要とされる住宅又は誘導施設の立地の誘導の促進等に資する施設等（レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他誘導区域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの。）を安定的に運営し、地域における継続的な賑わいや魅力的な居住環境の創出等につなげる整備又は管理を行うもの。
支援措置	都市再生推進法人が協定（有効期間が5年以上）の目的となる土地を所有し、又は無償で借り受けて施設を管理する場合には、その用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間（協定の有効期間が10年以上のものは最初の5年間）価格の3分の2とする措置。 市が協定区域隣接地の土地所有者等に協定への参加を働きかけるよう、協定締結者が市に対して要請することができる。
担当窓口	都市整備部 都市整備課（計画係） 電話：025-526-5111
運用開始	平成31年4月1日から